

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です)

この書面をよくお読み下さい。

投資助言サービスのご案内

名称及び氏名 井上投資コンサルタント事務所 井上 雅文

住所 名古屋市中村区則武二丁目3番地2号サン・オフィス名古屋959号
〒453-0014 TEL 052-452-0571

金融商品取引業者 当事務所は、投資助言を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：東海財務局長（金商）第31号

○投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当事務所の助言に基づいて、お客様が投資を行った結果は、すべてお客様に帰属します。当事務所の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生しても、当事務所はこれを賠償する責任は負いません。

○報酬等について

1. 助言の内容

国内外の株式、債券、投資信託の価値の分析、またはこれらの価値の分析に基づく投資判断に関しお客様の保有銘柄・投資姿勢・性格等を十分に把握した上で、中・長期の銘柄を中心に助言を行います。

2. 契約の区分、助言の方法、報酬体系

投資顧問契約は下記の区分により行います。個別相談契約を除き、契約期間は1年間とします。

区 分	助言の方法	報酬額（料率）
個別相談	面談などで、1回1時間以内の助言をします。予約の上で、ご相談に応じます。	株式、債券、投信 に関する相談 1回につき1万5千円
◎レポート	1年間に12回発行のレポートで助言します。 お客様からの相談の申込に対し、面談や電話などで随時助言を行います。	一括払 1年12万円 分割払 月1万円×12回
◎相談	①1年間に12回発行のレポートで助言します。②お客様からの相談の申込に対し、面談や電話などで随時助言を行います。③売却・買付の方針の定まった銘柄は当事務所から助言を行います。④当事務所から電話等で2ヶ月に1回以上の助言を行います。	一括払 1年18万円 分割払 月1万5千円 ×12回
◎貯株 (または助言)	区分「相談」の①②③のサービスを行います。④売却・買付の方針が定まっていな銘柄でも、随時当事務所から助言を行います。⑤当事務所から電話等で、毎月1回以上の助言を行います。	一括払 1年24万円 分割払 月2万円×12回
優先	区分「相談」の①②③のサービスを行います。④売却・買付の方針が定まっていな銘柄でも、貯株契約より優先して当事務所から助言を行います。⑤当事務所から電話等で、毎月1回以上の助言を行います。	一括払 1年36万円 分割払 月3万円×12回
最優先	区分「相談」の①②③のサービスを行います。④売却・買付の方針が定まっていな銘柄でも、優先契約より優先して当事務所から助言を行います。⑤当事務所から電話等で、毎月2回以上の助言を行います。	一括払 1年48万円 分割払 月4万円×12回

・少額投資家の方は、二重線内の◎印の契約からお選びください。

区 分	助言の方法	報酬額 (料率)
特別優先	区分「相談」の①②③のサービスを、行います。 ④売却・買付の方針の定まってない銘柄でも、最優先契約よりもさらに優先して、当事務所から助言を行います。 ⑤当事務所から電話等で、毎月3回以上の助言を行います。	一括払 1年84万円 分割払 月7万円×12回
資産運用 (または 法人)	区分「相談」の①②③のサービスを、行います。 ④売却・買付の方針の定まっていない銘柄でも、他のすべての契約より優先して当事務所から助言を行います。 ⑤当事務所から電話等で、毎月4回以上の助言を行います。	契約資産額に応じ、下記により年額顧問料を算定します。 契約資産額 5千万円までの部分 120万円 5千万円超1億円までの部分 120万円 1億円超3億円までの部分 1.00%

- ・このページの契約は、できるだけ電話等でお問い合わせ・ご確認の上お申し込み下さい。
- ・資産運用の上位契約、より上位契約については、ご要望などのご相談に応じます。

分割払の月額は、数カ月分ずつまとめた支払いも可とします。

「貯株」契約は「助言」契約、「資産運用」契約は「法人」契約

の名称を使うこともできます。消費税は顧問料の中に含まれています。

○有価証券に係わるリスク

投資顧問契約で助言する有価証券等について、リスクは次の通りです。

①株式

株価変動リスク：株価の変動などにより投資元本を割り込むことになり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の財務状況の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②債券

価格変動リスク：債券価格は、金利変動等により上下し、投資元本を割り込んだり、全額を失うことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、発行者の財務状況の変化等により売買に支障を来し換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等

信用取引等は、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがあります、損失額が証拠金の額を上回ることがあります。

信用取引の対象となる株式等の発行者等の財務状況の変化等により、信用取引の対象となる株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込んだりまた損失額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約を解除できます。
- ②契約の解除日は、お客さまがその書面を発した日となります。
- ③契約の解除に伴う、報酬の精算は次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であると求められる分のみ）をいただきます。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の3ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。

○租税の概要

お客様が有価証券を売買される際は、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①顧問契約の満了（契約を更新する場合を除きます）。
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用）。
- ③当事務所が投資助言葉を廃止したとき。

○ 禁止事項

当事務所は、当事務所が行う投資助言業務に関し、次のことが法律で禁止されています。

①お客様を相手方としてまたはお客様のために以下の行為をおこなうこと。

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次又は代理

○次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②当事務所及び当事務所と密接な関係にあるものが、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭・有価証券の預託を受け、又は当事務所及び当事務所と密接な関係にある者に、お客様の金銭・有価証券を預託させること。

③お客様へ金銭、有価証券の貸付、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

当事務所の概要

1. 分析者・投資判断者

分析者 井上 雅文

投資判断者 井上 雅文

2. 助言者 井上 雅文

3. 当事務所への連絡方法

電話番号 052-452-0571

Eメールアドレス inoue@chokabu.com

4. 当事務所が加入している金融商品取引業協会

当事務所は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また管轄の財務局で、当事務所の登録簿を自由にご覧になれます。

5. 当事務所が行う業務

当事務所は、投資助言業のみ行っています。

6 当事務所の苦情処理措置について

- (1) 当事務所はお客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当事務所の苦情処理等の申出先は、上記3の当事務所への連絡方法のとおりです。また苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
 - ②担当者による状況の把握と解決案の検討
 - ③解決案の提示・解決
- (2) 当事務所は、上記により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当事務所が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご紹介下さい。

- ①お客様からの苦情の申立て
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

7 当事務所の紛争解決措置について

当事務所は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当事務所が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当事務所との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申し立て書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾